

能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、能登町の介護保険被保険者が介護保険サービスを利用するために必要な居宅介護支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「居宅介護支援等」という。）の作成を担う介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の処遇改善を図り、人材確保のため、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員等に対し、交付金を支給することについて、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示によるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、居宅介護支援事業所とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項、第8条の2第16項及び第115条の45に規定する居宅介護支援等を行う事業所をいう。

(支給対象者)

第3条 交付金の支給対象者は、通年にわたり居宅介護支援事業所に所属し、町の介護保険被保険者の居宅介護支援等を月平均10件以上提供する介護支援専門員等とする。

2 前項の居宅介護支援等の件数は、介護保険サービスを利用し石川県国民健康保険団体連合会及び町の請求に基づく件数とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、年度1人につき200,000円とする。

(支給申請等)

第5条 交付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 誓約兼同意書（様式第3号）
- (3) 連帯保証人の所得証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、各年3月1日から3月31日までに行うものとする。

(交付金支給決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の支給決定及び額の確定をし、申請書を受理した日から1箇月以内に能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金支給決定及び額確定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第7条 町長は、交付金の支給を受けた者が、偽りその他不正な手段により交付金を受けていたと認めるときは、申請者又は連帯保証人に支給し交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

2 町長は、前項の規定による返還を決定したときは、能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金返還請求書（様式第5号）を通知しなければならない。

(交付金の返還免除)

第8条 町長は、支給対象者が死亡又は心身障害等の理由により交付金の返還が不能又は困難となったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により交付金の返還の免除を受けようとする者は、能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金返還免除申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書により同項の規定の適用が適当と認められる場合は、能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金返還免除申請許可書（様式第7号）により交付金の返還の免除を受けようとする者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。